

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 施行令第30条第1項第2号に掲げる税関官署の 長に、同号に掲げる権限以外の権限を委任し、又 は同号に掲げる権限を制限する範囲を定める掲示

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号）第30条第2項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる税関官署の長に、同号に掲げる権限以外の権限を委任し、又は同号に掲げる権限を制限する範囲を次のように定めたので、同条第5項の規定により公告する。

1. 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第1項第2号に掲げる権限以外の権限を委任する範囲

「関税法施行令（昭和29年政令第150号）第92条第2項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる税関官署の長に、同号に掲げる権限以外の権限を委任し、又は同号に掲げる権限を制限する範囲を定める掲示」（令和4年9月20日掲示第171号）別表第1に掲げる権限による処分の対象となる事項に係る内国消費税の確定、納付、徴収及び還付並びにこれらに係る手続の際にされる処分に関する権限とする。

2. 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第1項第2号に掲げる権限を制限する範囲

「関税法施行令（昭和29年政令第150号）第92条第2項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる税関官署の長に、同号に掲げる権限以外の権限を委任し、又は同号に掲げる権限を制限する範囲を定める掲示」（令和4年9月20日掲示第171号）別表第2に掲げる権限による処分の対象となる事項に係る内国消費税の確定、納付、徴収及び還付並びにこれらに係る手続の際にされる処分に関する権限とする。